

参考1 R4年度の利用実績

No	医療機器名称	申請件数(割合)
1	超音波画像診断装置	28件(45.9%)
2	心電計(解析付、携帯型)	15件(24.6%)
3	ベットサイドモニター	3件(4.9%)
4	ポータブルX線撮影装置	2件(3.3%)
5	血液ガス分析装置	2件(3.3%)
6	小型尿分析装置	2件(3.3%)
7	その他※	9件(14.7%)
合計		61件(100%)

※その他の内訳(各1件)
PCAポンプ、携帯型輸液ポンプ、ポータブル吸引器、レーザー血流計、ファイバースコープ、経皮酸素濃度測定器、NOガス分析装置、手持ち眼圧計、検眼鏡

参考2 R4年度に県あてにあった問合せ

No	医療機関等からの質問	県地域包括ケア推進室回答
1	訪問用の自動車、AEDは対象か？	どちらも医療機器とは言えないため、対象外。
2	心電図を電カルへ取り込むための電子化ソフトは対象か？	訪問先で使用する医療機器ではないため、対象外。 (可搬型の電子カルテも訪問先で患者に使用する医療機器ではないため対象外)
3	輸液ポンプを4台購入予定。全て対象とできるか？(複数購入は良いか？)	可能。但し、1医療機関あたり1,500千円の上限は変わらない点は、御留意ください。
4	購入予定の機器が値上がりしてしまった。どうしたらよいか？	購入金額の変更手続きが必要になりますので、県担当課(地域包括ケア推進室 054-207-8614)へ御相談ください。
5	購入予定の機器を変更したい。どうしたらよいか？	①機器のメーカーが変わる場合(例：A社製エコーをB社製エコーに変更)：購入予定の医療機器としては変更がないため、金額が変わらなければ、手続き不要です。 ②機器自体を変更したい場合(例：エコーでなくベットサイドモニターに変更したい場合)：変更手続きが必要になります。御相談ください。
6	①平成30年度に同じ補助金を利用した。また利用してもよいか？ ②前年度購入を取りやめたものを再度購入したい。利用できるか？	①、②とも可能。但し、押印廃止や様式内容の変更があるため、申請には、最新の様式で再度手続きをお願いします。(補助金を過去取りやめた事でのペナルティはありません。)
7	同一法人内の複数の診療所で申請できるか。	可能。但し、診療所ごとに申請書を作成いただきます。